

# 羽村市原油価格・物価高騰における 肥料等購入費助成金

原油価格・物価高騰の影響を受けている羽村市内の農業者を対象に、市内農業の振興を図ることを目的として、『羽村市原油価格・物価高騰における肥料等購入費助成金』を交付します。

## ●主な対象要件

- ・市内に住所を有し、令和3年中の農産物販売金額が **50万円以上**の農業者
  - ・納期の到来した市税を **完納**していること（徴収猶予を受けている市税を除く）
- ※ただし、次のいずれかに該当した場合は **交付対象外**となります。
- ・羽村市事業者復活支援事業助成金または国の事業復活支援金を受給している者
  - ・羽村市長が助成金の目的に照らして適当でないと認めるとき

## ●対象経費

**令和4年4月1日**から**令和5年2月28日**までに支払った以下の経費

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

※農団協からのマルチの助成金額に相当する額等も除く。

- ・肥料費
- ・農薬費
- ・諸材料費（農機具及びそれらに付属するものは除く。）
- ・燃料費（灯油または重油に限る）

## ●助成金の額

助成対象経費の **3分の2**（千円未満切り捨て）

## ●助成上限額

**30万円**

## 《必要書類》

- 1.羽村市原油価格・物価高騰における肥料等購入費助成金交付申請書兼請求書
- 2.令和3年中の農産物販売金額がわかるもの（農業所得用の確定申告書の写し）
- 3.助成対象経費を支払ったことがわかるもの（肥料等の領収書の写し）
- 4.法人名義または代表者名義の振込先口座の通帳等の写し

- 申請期間 令和4年8月1日（月）から**令和5年2月28日（火）**まで  
※申請期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。

- 申請方法

所定の申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、  
羽村市役所へ郵送で提出してください。

郵送先：〒205-8601 羽村市産業振興課 肥料等購入費助成金担当  
（所在地記載不要）

- 申請書の入手方法

羽村市公式サイトからダウンロードしてください。

<https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000016590.html>

※ダウンロードが困難な場合は、羽村市役所西分室 産業振興課で配布します。

- その他

詳しくは羽村市公式サイトをご覧ください。

- 問合せ先

羽村市 産業環境部 産業振興課 農政係  
電話：042-555-1111 内線 661・663  
E-mail：s206000@city.hamura.tokyo.jp



市公式サイト QRコード